［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑻　略］

⑼　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。

［⑽～㉕　略］

［２．～９．　略］

別紙様式第６号（第25条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　　名　印

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑻　略］

⑼　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。

［⑽～㉕　略］

［２．～９．　略］

別紙様式第10号（第25条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　　名　印

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑻　略］

⑼　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。

［⑽～㉕　略］

［２．～９．　略］

［同左］

（記載上の注意）

１．［同左］

［⑴～⑻　同左］

⑼　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。

［⑽～㉕　同左］

［２．～９．　同左］

別紙様式第６号（第25条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　　名　印

［同左］

（記載上の注意）

１．［同左］

［⑴～⑻　同左］

⑼　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。

［⑽～㉕　同左］

［２．～９．　同左］

別紙様式第10号（第25条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　　名　印

［同左］

（記載上の注意）

１．［同左］

［⑴～⑻　同左］

⑼　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ロによる。

［⑽～㉕　同左］

［２．～９．　同左］